

国土交通省令第六十八号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という)を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という)を修了した者
- イ 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務を有するもの
- ロ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士
- ハ 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士
- ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物	適合性判定員
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの 二 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士 三 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物(前項の上欄に掲げる建築物を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 一 前項の下欄に掲げる者 二 建築基準法第五条第四項の二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの 三 建築士法第二条第三項に規定する二級建築士 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

- 前二項の上欄に掲げる建築物以外の建築物
- 一 前二項の下欄に掲げる者
- 二 建築士法第二条第四項に規定する木造建築士
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 (略)
(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

- イ 適合性判定員(第四十条第一号の表の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者(登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。又は同条第二号に掲げる者に限る。)として三年以上の実務の経験を有する者
- ロ (略)
- 三 (略)

2 (略)

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 第四十条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。
- 二 十 (略)

(判定の業務の実施基準)

第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員(第四十条第一号に定める者)にあっては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物(登録適合性判定員講習を修了していない者)にあっては、住宅に限る。の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもちて行うこと。
- 二 五 (略)

様式第一 (第一条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)
(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】～【3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】 (略)

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量

G J /年

二 (略)
(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

- イ 適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者
- ロ (略)
- 三 (略)

2 (略)

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 第四十条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。
- 二 十 (略)

(判定の業務の実施基準)

第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもちて行うこと。
- 二 五 (略)

様式第一 (第一条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)
(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】～【3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】 (略)

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量

G J /年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ()
 (BEI の基準値)
 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準
 BEI ()
 (BEI の基準値)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【5. 備考】

(略)
(注意)

1. ~ 5. (略)

6. 第五面関係

①~④ (略)

⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (一次エネルギー消費量に関する事項)について、該当するチェックボックスに「」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(3)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(3) 「BEI の基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEI の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(削る)

7. ~ 9. (略)

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)
(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】 ~ 【14. 該当する地域の区分】 (略)

設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ()
 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準
 BEI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【5. 備考】

(略)
(注意)

1. ~ 5. (略)

6. 第五面関係

①~④ (略)

⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「」マークを入れた上で記載してください。

(新設)

(新設)

(新設)

⑥ 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

7. ~ 9. (略)

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)
(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】 ~ 【14. 該当する地域の区分】 (略)

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEI の基準値)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

BEI ()

(BEI の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m² · K) (基準値 W / (m² · K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m² · K) (基準値 W / (m² · K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m² · K) (基準値 W / (m² · K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m² · K) (基準値 W / (m² · K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEIの基準値)

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

(BEIの基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEI の基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 ~ 【18. 備考】 (略)

(略)

(注意)

1. ~ 3. (略)

4. 第三面関係

①~⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)~(4) (略)

(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量 ((6)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \frac{\{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \}}{E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = \frac{\{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \}}{E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M} \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEI の基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 ~ 【18. 備考】 (略)

(略)

(注意)

1. ~ 3. (略)

4. 第三面関係

①~⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)~(4) (略)

(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑨ (略)

5.・6. (略)

様式第三十三 (第二十三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年))
BPI ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年))
BPI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ / 年
誘導BEI ()
(誘導BEIの基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導BEI ()
(誘導BEIの基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ / 年

(新設)

⑨ (略)

5.・6. (略)

様式第三十三 (第二十三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年))
BPI ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年))
BPI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ / 年
誘導BEI ()
(誘導BEIの基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導BEI ()
(誘導BEIの基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導 B E I ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導 B E I ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導 B E I ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$
誘導 B E I ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$)

B P I ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$)

B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$)

B P I ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$)

B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導 B E I ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする基準

基準省令第10条第3号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・ 年))

B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

B E I ()

(B E I の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

B E I ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導 B E I ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする基準

基準省令第10条第3号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・ 年))

B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

【16. 確認の特例】～【18. 備考】 (略)

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)～(4) (略)

(5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

i) ・ ii) (略)

iii) B E I 設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。以下この iii) 及び iv) において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「B E I」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量 (iv)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とします。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

iv) B E I の基準値 基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

v) ・ vi) (略)

(6) (略)

⑨～⑫ (略)

5. ～ 8. (略)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

【16. 確認の特例】～【18. 備考】 (略)

(略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)～(4) (略)

(5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

i) ・ ii) (略)

iii) B E I 設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(新設)

iv) ・ v) (略)

(6) (略)

⑨～⑫ (略)

5. ～ 8. (略)

様式第三十七 (第三十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)
(略)
(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【12. 住宅部分の床面積】 (略)	
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	G J / 年
設計一次エネルギー消費量	G J / 年
B E I ()	
(B E I の基準値)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準	
B E I ()	
(B E I の基準値)	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
【ロ. 一戸建ての住宅】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W / (㎡・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	
外皮平均熱貫流率	W / (㎡・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	G J / 年
設計一次エネルギー消費量	G J / 年
B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()

様式第三十七 (第三十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)
(略)
(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【12. 住宅部分の床面積】 (略)	
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	G J / 年
設計一次エネルギー消費量	G J / 年
B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準	
B E I ()	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
【ロ. 一戸建ての住宅】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W / (㎡・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	
外皮平均熱貫流率	W / (㎡・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	G J / 年
設計一次エネルギー消費量	G J / 年
B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()

【八. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準
基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準
基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)
B E I ()

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

- 基準省令第 1 条第 1 項第 3 号イの基準
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()
(B E I の基準値)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準
B E I ()
(B E I の基準値)

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

【八. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準
基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準
基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)
B E I ()

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【二. 複合建築物】

- 基準省令第 1 条第 1 項第 3 号イの基準
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()

- 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準
B E I ()
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準
- 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

- 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEIの基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】 (略)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)～(4) (略)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】 (略)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)～(4) (略)

<p>(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（(6)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「$E_{ST} = \frac{(E_{SAC} + E_{SEV} + E_{SW} + E_{SEN}) \times B + E_{NJ}}{(E_{SAC} + E_{SEV} + E_{SW} + E_{SEN}) \times 10^{-3}}$」とあるのは、「$E_{ST} = \frac{(E_{SAC} + E_{SEV} + E_{SW} + E_{SEN}) \times B + E_{NJ}}{(E_{SAC} + E_{SEV} + E_{SW} + E_{SEN}) \times 10^{-3}}$」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。</p> <p>(6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>4.・5. (略)</p>	<p>(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>4.・5. (略)</p>
--	---

第二条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>目次</p> <p>第一章 建築士の努力義務（第一条）</p> <p>第二章 建築士の基準適合義務等（第二条―第十九条）</p> <p>第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十条―第二十八条）</p> <p>第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等</p> <p>第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第二十九条―第五十九条）</p> <p>第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十条―第七十五条）</p> <p>第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第七十六条―第八十一条）</p> <p>第六章 雑則（第八十二条―第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築士の努力義務</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第三項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行うおとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節 特定建築物の建築士の基準適合義務等（第一条―十一条）</p> <p>第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置（第十二―第十五条）</p> <p>第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第十六条―第二十一条）</p> <p>第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第二十一条の二―第二十一条の四）</p> <p>第五節 削除</p> <p>第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十三条―第二十九条）</p> <p>第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第三十条―第三十三条）</p> <p>第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等</p> <p>第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十四条―第六十四条）</p> <p>第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十五条―第八十条）</p> <p>第五章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第八十条の二―第八十条の七）</p> <p>第五章 雑則（第八十一条―第八十二条）</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

第二章 建築主の基準適合義務等

(削る)

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為)

第二条 法第十一条ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一 住宅(複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という)第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう)の住宅部分(同条第二項に規定する住宅部分をいう)のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ)の建築であつて、当該住宅(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分)を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ 基準省令第一条第一項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅(ロにおいて「気候風土適応住宅」という)にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。)

ロ 基準省令第十条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準(気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。)

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第三条第一項に規定する設計住宅性能評価(以下この号及び次条第四項において「設計住宅性能評価」といふ)、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る)を受けた住宅の新築

三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第六条第一項の認定(同法第八条第一項の変更の認定を含む)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第一項の確認(次条第四項において「確認」という)を受けた住宅の新築

2 法第十一条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第三項後段において準用する同条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第三条 法第十一条第一項(法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)

第一章 建築主が講ずべき措置等

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(新設)

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という)第十二条第一項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(当該建築

項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)とする。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
	設計内容説明書	建築物(増築又は改築をする場合)にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。)のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
(ろ)・(は)	(略)	(略)

4||2||3 (略)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。)であるものに対し、特定建築行為(住宅の新築に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。)に係る住宅について設計住宅性能評価(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する変更設計住宅性能評価(次条第二項において「変更設計住宅性能評価」という。)を除く。)の申請又は確認(同令第七条の二第一項に規定する変更確認(次条第二項において「変更確認」という。)の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書(同令第三条第一項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)又は確認申請添付図書(同令第七条の二第一項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。))を提出した場合に限る。)において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

第四條 (変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

法第十一条第二項(法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものとする。

物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)とする。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
(ろ)・(は)	(略)	(略)

4||2||3 (略)

法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号。次条において「令」という。)第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。)を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

第二條 (変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

法第十二条第二項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものとする。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの（前条第四項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第二項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第一項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を前項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第五条 法第十一条第二項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更とする。

（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）

第六条 法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 (略)

2 法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

3 法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第七条 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに、第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行わなければならない。

一・二 (略)

2 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

3 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

4 (略)

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が合第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、前項に規定する書類のほか、別記様式第二による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第三条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更とする。

（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）

第四条 法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。次号及び次条第一項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 (略)

2 法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

3 法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第五条 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに、第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行わなければならない。

一・二 (略)

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

3 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

4 (略)

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第八條 法第十一條第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第三條第一項若しくは第四條第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類の提出をもって法第十一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第十八條第二項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一條第六項の規定を適用する場合 第十六條第一項の認定書の写し

二 法第三十條第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一條第六項の規定を適用する場合 第二十四條第二項（第二十七條において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十條第一項若しくは第二十六條の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四條第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一條第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五條第二項（同令第八條において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第三條若しくは同令第七條の申請書の副本若しくはその写し又は同令第四十三條第二項（同令第四十六條において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第四十一條第一項若しくは同令第四十五條の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第九條 第三條及び第四條の規定は、法第十二條第二項及び第三項（これらの規定を法第十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知書について準用する。この場合において、第三條第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と、第四條第一項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第五條の規定は、法第十二條第三項（法第十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第六條の規定は、法第十二條第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第六條第一項中「第三條第一項又は第四條第一項」とあるのは「第九條第一項において読み替えて準用する第三條第一項又は第四條第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三條第四項後段又は第四條第二項後段」とあるのは「第九條第一項において読み替えて準用する第三條第四項後段又は第四條第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 第七條の規定は、法第十四條第二項において読み替えて適用する法第十二條第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第七條第一項中「第三條第一項又は第四條第一項」とあるのは「第九條第一項において読み替えて準用する第三條第一項又は第四條第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三條第四項後段又は第四

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第六條 法第十二條第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一條第一項若しくは第二條第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもって法第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第二十五條第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二條第六項の規定を適用する場合 第十八條第一項の認定書の写し

二 法第三十五條第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二條第六項の規定を適用する場合 第二十五條第二項（第二十八條において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三條第一項若しくは第二十七條の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四條第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二條第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五條第二項（同規則第八條において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第三條若しくは同規則第七條の申請書の副本若しくはその写し又は同規則第四十三條第二項（同規則第四十六條において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第四十一條第一項若しくは同規則第四十五條の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第七條 第一條及び第二條の規定は、法第十三條第二項及び第三項（これらの規定を法第十五條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知書について準用する。この場合において、第一條中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第二條中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第三條の規定は、法第十三條第三項（法第十五條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第四條の規定は、法第十三條第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第四條第一項中「第一條第一項又は第二條第一項」とあるのは「第七條第一項において読み替えて準用する第一條第一項又は第二條第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第一條第一項又は第二條第一項」とあるのは「第七條第一項において読み替えて準用する第一條第一項又は第二條第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第一

4 第五條の規定は、法第十五條第二項において読み替えて適用する法第十三條第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第五條第一項中「第一條第一項又は第二條第一項」とあるのは「第七條第一項において読み替えて準用する第一條第一項又は第二條第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第

条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十二条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第三条第一項若しくは第四条第一項」とあるのは、「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項若しくは第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第十条 法第十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

第十一条 (略)

(立入検査の証明書)

第十二条 法第十五条第二項の立入検査をする職員は、別記様式第二十一によるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第五条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

(削る)

(削る)

七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十三条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第一条第一項若しくは第二条第一項」とあるのは、「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項若しくは第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第八条 法第十五条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

第九条 (略)

(立入検査の証明書)

第十条 法第十七条第二項の立入検査をする職員は、別記様式第二十一によるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

第二節

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（同条第一項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書を代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

(い)		図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺及び方位	配置図	方位、道路及び目標となる地物
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別		縮尺及び方位
	エネルギー消費性能確保設備の位置		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
			エネルギー消費性能確保設備の位置

(ろ)		機器表	各種計算書	各部詳細図	断面図又は矩計図	立面図	用途別床面積表	床面積求積図	各階平面図	仕様書 (仕上げ表を含む。)													
											空気調和設備 の機械換気設備	空気調和設備	用途別の床面積 縮尺	用途別の床面積 縮尺	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	エネルギー消費性能確保設備の位置	開口部の位置及び構造	壁の位置及び種類	天井の高さ	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに	縮尺及び方位	エネルギー消費性能確保設備の種類	部材の種類及び寸法
給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	縮尺	造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	各階の天井の高さ及び構造	小屋裏の構造	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	外壁及び屋根の構造	建築物の高さ 縮尺	エネルギー消費性能確保設備の位置	外壁及び開口部の位置	縮尺	用途別の床面積	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	エネルギー消費性能確保設備の位置	開口部の位置及び構造	壁の位置及び種類	天井の高さ	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに	縮尺及び方位	エネルギー消費性能確保設備の種類	部材の種類及び寸法

各階平面図		系統図				仕様書	
		照明設備	給湯設備	昇降機	空気調和設備	給湯設備	照明設備
給湯設備	照明設備	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備	給湯設備	給湯設備	給湯設備	照明設備
節湯器具の位置	縮尺	給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置	縮尺	給湯設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	給湯器具の種別及び数	照明設備の種別、仕様及び数
配管に講じた保温のための措置	縮尺	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	空気調和設備の有効範囲	空気調和設備以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備の位置及び連結先	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数	
	縮尺			空気調和設備以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法		
	縮尺			空気調和設備以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先		

(削る)

(削る)

4 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する図書のうち所管行政庁が必要と認めるものを同項の届出書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更)

第十三条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかに変更に係る。

(建築物の建築に関する届出に係る特例)

第十三条の二 法第十九条第四項の国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五十五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価(法第十九条第一項前段の規定による届出に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。次条第三項において単に「評価」という。)とする。

2 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項の国土交通省令で定める日数は、三日とする。

3 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造

(削る)

- 4 第一条第二項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定による届出について準用する。
- 5 第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項後段の規定による変更の届出について適用する。
- 6 第十二条第四項の規定は、第三項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合について適用する。

(建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例)

- 第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。
- 2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。
- 3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

(立入検査の証明書)

- 第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等

- (特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)
- 第十六条 法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

- 第十七条 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第二十三条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二・三 (略)

(認定書の交付等)

- 第十八条 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしたときは、別記様式第二十八による認定書を申請者に交付しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしないときは、別記様式第二十九による通知書を申請者に交付しなければならない。

(削る)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

- 第十四条 法第十六条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十二による申請書に第八条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

- 第十五条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第十六条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二・三 (略)

(認定書の交付等)

- 第十六条 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしたときは、別記様式第二十三による認定書を申請者に交付しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしないときは、別記様式第二十四による通知書を申請者に交付しなければならない。

軒の高さ並びに軒及びひさしの出
小屋裏の構造
各階の天井の高さ及び構造
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

(評価の申請)

第十七条 法第十七条第一項の評価(以下「評価」という。)の申請をしようとする者は、別記様式第二十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二 (略)

(評価書の交付等)

第十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第二十六による評価書(以下「評価書」という。)を申請者に交付しなければならない。

2・3 (略)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料)

第十九条 法第十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(評価の申請)

第十九条 法第二十四条第一項の評価(次節を除き、以下単に「評価」という。)の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一・二 (略)

(評価書の交付等)

第二十条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書(以下単に「評価書」という。)を申請者に交付しなければならない。

2・3 (略)

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料)

第二十一条 法第二十六条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第二十六条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

(小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明)

第二十一条の二 法第二十七条第一項の規定により小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価及び説明を行うおうとする建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、当該評価及び説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第二十一条の三 法第二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条第一項の規定による説明の年月日

二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

三 小規模建築物の所在地

四 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するか否かの別

五 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあつては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置

六 小規模建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

七 建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(評価及び説明を要しない旨の意思の表明)

第二十一条の四 法第二十七条第二項の意思の表明(以下この条において単に「意思の表明」という。)は、小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士(第四号において単に「建築士」という。)に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築士の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 法第二十七条第一項の規定による評価及び説明を要しない小規模建築物の所在地
- 四 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(削る) (削る)

第三章

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十条 法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書)であつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。(を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。)

	図書の種類	明示すべき事項
(イ)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
(ろ)・(は)	(略)	

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十一条 法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。(熱源機器等)

第二十二条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一(一) (略)

2 法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(二) (略)

(自己供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十三条 法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自己供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

二(三) (略)

第五節 削除

第二十二條 削除

第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十三条 法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書)であつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。(を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。)

	図書の種類	明示すべき事項
(イ)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
(ろ)・(は)	(略)	

2・3 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。(熱源機器等)

第二十四条の二 法第三十四条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一(一) (略)

2 法第三十四条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(二) (略)

(自己供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十四条の三 法第三十四条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自己供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十三条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

二(三) (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十四条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二十八による通知書に第二十条第一項の申請書の副本(法第三十条第五項の場合にあつては、第二十条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第二十五条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請)

第二十六条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十九による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十条第一項に規定する図書(法第二十九条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十三条第二項各号に掲げる図書を含む)のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十条第一項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十七条 第二十四条の規定は、法第三十一条第一項の認定について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二十八」とあるのは「別記様式第三十」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第二十八条 法第十一一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七條第五項、同法第七條の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十五条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

(削る)

(削る)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本(法第三十五条第五項の場合にあつては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請)

第二十七条 法第三十六条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書(法第三十四条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十四条の三第二項各号に掲げる図書を含む)のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十三条第一項の表中「法第三十五条第一項第一号」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十六条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは「別記様式第三十六」と、「法第三十五条第五項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七條第五項、同法第七條の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第三十条 法第四十一条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

(削る)

(削る)

(削る)

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第二十九条 法第三十六条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第三十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第三十八条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十条第四号において同じ。)を記載した書類

五・六 (略)

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
八 申請者が法第三十七条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2 第一条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、第一条第一項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを第一項の申請書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第三十一条 所管行政庁は、法第四十一条第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十八による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(表示等)

第三十二条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 広告

二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第四十一条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものとする。

(立入検査の証明書)

第三十三条 法第四十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第三十四条 法第四十四条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十六条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。)を記載した書類

五・六 (略)

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
八 申請者が法第四十五条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九 別記様式第三十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十 (略)

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第三十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 (略)

(心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第三十条 法第三十七条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十一条 法第三十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

(公示事項)

第三十二条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第三十九条第二項の規定により法第三十八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第三十三による届出書に第二十九条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第三十四による申請書に第二十九条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第三十条及び第三十一条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第三十五条 法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第三十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第三十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第三十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第三十八による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

四 法第四十一条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

九 別記様式第四十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十 (略)

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第四十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 (略)

(心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第三十四条の二 法第四十五条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第四十六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一三 (略)

(公示事項)

第三十六条 法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十七条第二項の規定により法第四十六条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第三十五条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第三十九条 法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

四 法第四十九条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十一条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第三十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第三十六条 法第四十二条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第三十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

(表 略)

二 (略)

(適合性判定員講習の申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

- ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号二並びに第三十九条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

二 (略)

三 講師が第三十九条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類

四〇七 (略)

(欠格事項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第三十六条第一号の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(登録の要件等)

第三十九条 国土交通大臣は、第三十七条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十一条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

- イ 適合性判定員（第三十六条第一号の表の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者（登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。）又は同条第二号に掲げる者に限る。）として三年以上の実務の経験を有する者

ロ (略)

五 法第四十九条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

(表 略)

二 (略)

(適合性判定員講習の申請)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

- ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号二並びに第四十三条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

二 (略)

三 講師が第四十三条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類

四〇七 (略)

(欠格事項)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四十条第一号の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十五条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

- イ 適合性判定員（第四十条第一号の表の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者（登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。）又は同条第二号に掲げる者に限る。）として三年以上の実務の経験を有する者

ロ (略)

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第三十七条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ・ハ (略)

2 第三十六条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 一四 (略)

(登録の更新)

第四十条 第三十六条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(講習事務の実施に係る義務)

第四十一条 講習実施機関は、公正に、かつ、第三十九条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第三十六条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 一四 (略)

十 修了審査に合格した者に対し、別記様式第四十による修了証明書（第四十三条第八号並びに第四十九条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第四十二条 講習実施機関は、第三十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十三条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一四 (略)

十 財務諸表等（法第四十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十五条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第四十九条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 一四 (略)

第四十四条 (略)

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第四十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ・ハ (略)

2 第四十条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 一四 (略)

(登録の更新)

第四十四条 第四十条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 一四 (略)

十 修了審査に合格した者に対し、別記様式第五十による修了証明書（第四十七条第八号並びに第五十三条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第四十六条 講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 一四 (略)

十 財務諸表等（法第五十四条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 一四 (略)

第四十八条 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第四十五条 (略)

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
一・二 (略)

三 財務諸表等が電磁的記録(法第四十六条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 (略)

3 (適合命令)

第四十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第三十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(改善命令)

第四十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(登録の取消し等)

第四十八条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第三十六条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第四十五条第二項各号の請求を拒んだとき。
四 (略)

五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。
第四十九条・第五十条 (略)

(公示)

第五十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第三十六条第一号の登録をしたとき。
二 第四十二条の規定による届出があつたとき。
三 第四十四条の規定による届出があつたとき。
四 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十二条 法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員(第三十六条第一号に定める者)にあっては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物(登録適合性判定員講習を修了していない者)にあっては、住宅に限る。の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。
二・五 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第四十九条 (略)

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
一・二 (略)

三 財務諸表等が電磁的記録(法第五十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 (略)

3 (適合命令)

第五十条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(改善命令)

第五十一条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(登録の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
四 (略)

五 第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。
第五十三条・第五十四条 (略)

(公示)

第五十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第四十条第一号の登録をしたとき。
二 第四十六条の規定による届出があつたとき。
三 第四十八条の規定による届出があつたとき。
四 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員(第四十条第一号に定める者)にあっては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物(登録適合性判定員講習を修了していない者)にあっては、住宅に限る。の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。
二・五 (略)

(判定業務規程)

第五十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第一項の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第四十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項
- 四〇九 (略)
- 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項
- 十一 法第四十七条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二・十三 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第三項の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第四十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十四条 法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十五条 法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第五十六条 法第四十七条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日
- 三〇六 (略)

(判定業務規程)

第五十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項
- 四〇九 (略)
- 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項
- 十一 法第五十五条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二・十三 (略)

(新設)

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十八条 法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十九条 法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第六十条 法第五十五条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日
- 三〇六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第四十七条第一項の帳簿（次項及び第五十九条第一項第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において同じ。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第五十七条 法第四十七条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第三條第一項及び第四條第一項（これらの規定を第九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類（第三條第四項後段又は第四條第二項後段（これらの規定を第九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該書類とみなされるものを含む。）とする。

2 （略）

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において「書類」という。）を、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項又は法第十二条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

（判定の業務の休廃止の届出）

第五十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十一条の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第四十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（判定の業務の引継ぎ等）

第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。）は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 （略）

二 帳簿を国土交通大臣に、書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 （略）

2 （略）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十条 法第五十三条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五 （略）

六 組織及び運営に関する事項（法第十七条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第六十一条 法第五十五条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一條第一項及び第二條第一項に規定する書類（非住宅部分に限る。）とする。

2 （略）

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。）を、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

第六十二条 削除

（判定の業務の休廃止の届出）

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（判定の業務の引継ぎ等）

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。）は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 （略）

二 法第五十五条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 （略）

2 （略）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条 法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 五 （略）

六 組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第三十七号第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 八 申請者が法第三十七号第三号及び法第五十四号第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 (略)
 十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十六号各号のい
 十一 ずれかに該当する者であることを証する書類
 (心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者)

第六十一条 法第五十四号第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項)
 第六十二条 法第五十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 〇三 (略)
 (公示事項)
 第六十三条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出)
 第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定により法第五十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十五による届出書に第六十条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新)
 第六十五条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において準用する法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十六による申請書に第六十条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十一条及び第六十二条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)
 第六十六条 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十七による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十八による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十九による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 八 申請者が法第四十五条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 (略)
 十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四号各号のい
 十一 ずれかに該当する者であることを証する書類
 (心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者)

第六十五条の二 法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項)
 第六十六条 法第六十三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 〇三 (略)
 (公示事項)
 第六十七条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出)
 第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の規定により法第六十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による届出書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新)
 第六十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において準用する法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十六条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)
 第七十条 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第五十九による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面

二 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第五十三條第二項において準用する法第四十一條第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第五十による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第五十三條第二項において準用する法第四十一條第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第五十三條第二項において準用する法第四十一條第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第五十一による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第六十七條 法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十四條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

(評価業務規程)

第六十八條 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十五條第一項の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十五條第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十三條第二項において準用する法第四十

六條第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十七條第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三條第二項において読み替えて準用する法第四十五條第三項の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六十九條 法第五十三條第二項において準用する法第四十六條第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

三 法第六十一條第二項において準用する法第四十九條第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第六十一條第二項において準用する法第四十九條第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一條第二項において準用する法第四十九條第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第七十一條 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十二條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

(評価業務規程)

第七十二條 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十三條第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一條第二項において準用する法第五十三條第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十三條第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第六十一條第二項において準用する法第五十

四條第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十五條第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三 (略)

(新設)

4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七十三條 法第六十一條第二項において準用する法第五十四條第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
第七十条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (帳簿)

第七十一条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿(次項及び第七十四条第二号において「帳簿」という)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四条第二号において同じ。)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第七十二条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十七条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四条第二号において「書類」という)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十三条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第五十一条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第五十七条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者)は、法第五十八条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
第七十四条 法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (帳簿)

第七十五条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第七十六条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 (略)

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において単に「書類」という)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

第七十七条 削除

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十九条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第六十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者)は、法第六十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第七十五条 法第五十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第五十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第五十八条第一項の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に係る軽微な変更があった場合において、当該軽微な変更後の特殊の構造又は設備を用いる建築物について評価を受けようとするときの手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第七十六条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第七十七条 法第六十三条第一項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行うおとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第七十八条 法第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十三条第一項の規定による説明の年月日
- 二・六 (略)

(説明を要しない旨の意思の表明)

第七十九条 法第六十三条第二項の意思の表明(以下この条において「意思の表明」という。)は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 法第六十三条第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地

四 (略)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第八十条 建築士は、法第六十三条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、法第六十三条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第八十条 法第六十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第六十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十六条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第八十条の二 法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第八十条の三 法第六十七条の五第一項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行うおとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第八十条の四 法第六十七条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十七条の五第一項の規定による説明の年月日
- 二・六 (略)

(説明を要しない旨の意思の表明)

第八十条の五 法第六十七条の五第二項の意思の表明(以下この条において単に「意思の表明」という。)は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 法第六十七条の五第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地

四 (略)

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第八十条の六 建築士は、法第六十七条の五第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、法第六十七条の五第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法)

第八十一条 法第六十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ (略)

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六十三条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)

2・3 (略)

第六章 雑則

(磁気ディスクによる手続)

第八十二条 次の各号に掲げる計画書、通知書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一・二 (略)

(削る)

三 別記様式第二十七による申請書
四 別記様式第二十九による申請書

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。

一・二 (略)

(権限の委任)

第八十三条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十五条第四項、法第四十八条、法第四十九条、法第五十条第一項及び法第五十二条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

この省令は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(電磁的方法)

第八十条の七 法第六十七条の五第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ (略)

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六十七条の五第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)

2・3 (略)

第五章 雑則

(磁気ディスクによる手続)

第八十一条 次の各号に掲げる計画書、通知書、届出書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一・二 (略)

三 別記様式第二十二又は別記様式第二十三による届出書
四 別記様式第二十四又は別記様式第二十五による通知書

五 別記様式第三十三による申請書
六 別記様式第三十五による申請書
七 別記様式第三十七による申請書

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。ただし、法第十五条第三項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に提出する場合にあつては、前項の規定により所管行政庁が認める書類に限り、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

一・二 (略)

(権限の委任)

第八十二条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十三条第三項、法第五十六条、法第五十七条、法第五十八条第一項及び法第六十条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(特定増改築に関する届出)

第二条 第十二条の規定は、法附則第三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

2 法附則第三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後の特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかに変更とする。

3 第十三条の二の規定は、法附則第三条第五項において読み替えて適用する同条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条の二第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

4 第十二条の規定は、法附則第三条第八項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

5 第十三条の規定は、法附則第三条第八項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。

6 第十五条の規定は、法附則第三条第十一項において準用する法第十七条第二項の立入検査に適用する。

様式第一 (第一条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項 (同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(第二面)

【建築物等に関する事項】

【1. 建築主】 (略)

【2. 代理人】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】 ~ 【5. 備考】 (略)

別記

様式第一 (第三条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項 (同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(第二面)

【建築物等に関する事項】

【1. 建築主】 (略)

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】 ~ 【5. 備考】 (略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【5. 建築物の階数】 (略)

【6. 建築物の用途】

非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物

【7. 工事種別】～【12. 備考】 (略)

(削る)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】～【5. 建築物の階数】 (略)

【6. 建築物の用途】 非住宅建築物 複合建築物

【7. 工事種別】～【12. 備考】 (略)

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

【八、共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
- 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
- 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
- BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

【三、複合建築物】

基準省令第1条第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準
- 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
- 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
- BEI ()
- (BEIの基準値)
- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
- BEI ()
- (BEIの基準値)
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
- 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
- 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
- BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)	
基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (□第 1 号 □第 2 号)	
基準一次エネルギー消費量	G J / 年
設計一次エネルギー消費量	G J / 年
BEI ()	
(BEI の基準値)
(住宅部分)	
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の基準	
<input type="checkbox"/> 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
【5. 備考】	

(割る)

(第六面)

[住宅部分に関する事項]		戸	
【1. 建築物の住戸の数】			
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)			
【イ. 新築】	()	m ²	()
【ロ. 増築】	全体 ()	m ²	()
	増築部分 ()	m ²	()
【ハ. 改築】	全体 ()	m ²	()
	改築部分 ()	m ²	()
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】			
<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)			
<input type="checkbox"/> 無			
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】			
<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日	年	月	日 竣工)
<input type="checkbox"/> 無			
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()			
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号)			
基準一次エネルギー消費量 G J / 年			
設計一次エネルギー消費量 G J / 年			
BEI ()			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号)			
BEI ()			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()			
【6. 備考】			

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
 設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
 BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

(略)

(注意)

1. 各面共通関係

① (略)

② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

① (略)

② 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

3. 第二面関係

①～③ (略)

(第七面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$
 設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$
 BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

(略)

(注意)

1. 各面共通関係

① (略)

(新設)

2. 第一面関係

① (略)

(新設)

3. 第二面関係

①～③ (略)

④ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

(削る)

⑤ (略)

4. (略)

(削る)

5. 第四面関係

① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。

② 【2. 建築物の戸数】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

③ 【3. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

④ 【3. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）第3条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。

(削る)

⑤ 【4. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」を入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

④ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

⑥ (略)

4. (略)

5. 第四面関係

① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入して下さい。

(新設)

② 【2. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

③ 【2. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する床面積をいいます。

④ 【3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号）をいいます。

⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (一次エネルギー消費量に関する事項) について、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(新設)

(3) 【ハ、共同住宅等】及び【ニ、複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅(複合建築物の場合は住宅部分。以下この(3)において同じ。)全体(住宅の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分全体)での数値を記載してください。

(4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(5)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) (略)

⑥ 第四面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(削る)

(新設)

(新設)

(2) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(3)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(3) (略)

(新設)

7. 第六面関係

- ① 第六面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合のみ記載して下さい。
- ② 【2. 住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ③ 【2. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、令第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)又は(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ 第六面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 第五面関係

- ① 第五面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② (略)
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) (略)
- ④ 第五面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等又は複合建築物の増築又は改築については、1欄の措置のうち、記載しないものについては削除して構いません。

- ②～⑨ (略)

様式第二 (第四条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】
【適合判定通知書番号】 第 号
【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書交付者】
【計画変更の概要】

(略)

(注意)

- 1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2. (略)

8. 第七面関係

- ① 第七面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② (略)
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) (略)
- ④ 第七面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

9. 別紙関係

- ① 1欄は、複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

- ②～⑨ (略)

様式第二 (第二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】
【適合判定通知書番号】 第 号
【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書交付者】
【計画変更の対象の範囲】
 建築物全体
 建築物の一部(非住宅部分)
 建築物の一部(住宅部分)
【計画変更の概要】

(略)

(注意)

- 1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2. (略)

様式第三 (第六条第一項第一号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合判定通知書
(略)

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第四 (第六条第一項第二号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第五 (第六条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

(略)

様式第六 (第六条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第11条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第七 (第七条第一項第一号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第11条第3項の規定による
適合判定通知書
(略)

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第三 (第四条第一項第一号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による
適合判定通知書
(略)

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第四 (第四条第一項第二号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による
適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第五 (第四条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

(略)

様式第六 (第四条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第七 (第五条第一項第一号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第3項の規定による
適合判定通知書
(略)

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第八 (第七条第一項第二号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第11条第3項の規定による
適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第九 (第七条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において
読み替えて適用する同法第11条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において読み替えて適用する同法第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

(略)

様式第十 (第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において
読み替えて適用する同法第11条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第14条第2項において読み替えて適用する同法第11条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第十一 (第九条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による計画通知書
(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

(略)

様式第八 (第五条第一項第二号関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第3項の規定による
適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第九 (第五条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において
読み替えて適用する同法第12条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

(略)

様式第十 (第五条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において
読み替えて適用する同法第12条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第十一 (第七条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書
(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

(略)

(注意)

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

様式第十二 (第九条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による計画変更通知書
(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

(略)

(注意)

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

様式第十三 (第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合判定通知書
(略)

下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第十四 (第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

様式第十二 (第七条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項の規定による計画変更通知書
(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体

建築物の一部(非住宅部分)

建築物の一部(住宅部分)

【計画変更の概要】

(略)

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

様式第十三 (第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項の規定による
適合判定通知書
(略)

下記の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第十四 (第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項の規定による
適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第十五（第九条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第5項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第十六（第九条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第6項の規定により通知します。

(略)

様式第十七（第九条第四項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第4項の規定による適合判定通知書
(略)

下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第十八（第九条第四項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第4項の規定による適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第十九（第九条第四項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において
読み替えて適用する同法第12条第5項の規定による期間を延長する旨の通知書
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において読み替えて適用する同法第12条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第十五（第七条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第5項の規定による
期間を延長する旨の通知書
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第十六（第七条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第13条第6項の規定により通知します。

(略)

様式第十七（第七条第四項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第4項の規定による適合判定通知書
(略)

下記の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第十八（第七条第四項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第4項の規定による適合しない旨の通知書
(略)

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第十九（第七条第四項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において
読み替えて適用する同法第13条第5項の規定による期間を延長する旨の通知書
(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第13条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

(略)

様式第二十 (第九条第四項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において

読み替えて適用する同法第12条第6項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第14条第2項において読み替えて適用する同法第12条第6項の規定により通知します。

(略)

様式第二十一 (第十二条関係)(日本産業規格 A 列 7 番)

(表)

年 月 日交付第 号 (年 月 日限り有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定による
立 入 検 査 証
(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律抜粋

第15条 所管行政庁は、第13条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第1項、第23条第4項、第26条第4項若しくは第28条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第二十 (第七条第四項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において

読み替えて適用する同法第13条第6項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項において読み替えて適用する同法第13条第6項の規定により通知します。

(略)

様式第二十一 (第十条関係)(日本産業規格 A 列 7 番)

(表)

年 月 日交付第 号 (年 月 日限り有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第2項の規定による
立 入 検 査 証
(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(削る)

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)
(第一面)

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第3条第2項前段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【2. 代理者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【4. 備考】

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	㎡
【3. 建築面積】	㎡
【4. 延べ面積】	㎡
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 住戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	全体 (㎡)
【ロ. 増築】	増築部分 (㎡)
【ハ. 改築】	全体 (㎡) 改築部分 (㎡)
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 基準省令附則第3条又は第4条の適用有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第2項の適用有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEIの基準値)

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

(BEIの基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) (基準値)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) (基準値)

冷房期の平均日射熱取得率 W / (m²・K) (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

(BEIの基準値)

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ())

基準省令第1条第1項第2号ロ②の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 BEI ())

基準省令第1条第1項第2号ロ③の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準
 (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ())

BEIの基準値
 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 BEI ())

国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第1条第1項第2号イ①の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ②の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ③の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第1条第1項第2号ロ①の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ())

基準省令第1条第1項第2号ロ②の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 BEI ())

基準省令第1条第1項第2号ロ③の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

基準省令第1条第1項第3号ロの基準
 (複合建築物)
 (一次エネルギー消費量に関する事項)

<p>基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)</p> <p>基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>BEI ()</p> <p>(BEIの基準値)</p> <p>(住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外</p>
<p>【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日</p>
<p>【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日</p>
<p>【18. 備考】</p>

(第四面)

[住戸に関する事項]

<p>【1. 住戸の番号】 階</p>
<p>【2. 住戸の存する階】 階</p>
<p>【3. 専用部分の床面積】 m²</p>
<p>【4. 住戸のエネルギー消費性能】</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準</p> <p>外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))</p> <p>冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準</p> <p>外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))</p> <p>冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準</p> <p>基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>BEI ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準</p> <p>BEI ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p>

(別添) 基準省令第1条第1項第2号イ③の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ③の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無 外断熱 両面断熱

【断熱材の施工法】 内断熱 外張断熱

充填断熱 内張断熱 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外張断熱

充填断熱 内張断熱 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無 外断熱 両面断熱

【断熱材の施工法】 内断熱 外張断熱 内張断熱 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外張断熱 内張断熱 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備 (効率)

【冷房】冷房設備 (効率)

【換気】換気設備 (効率)

【照明】照明設備 (効率)

【給湯】給湯設備 (効率)

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係
① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
(1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
(2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
2. 第一面関係
① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 第二面関係
① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がワンゾンの管理を行う建築物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
4. 第三面関係
① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。【13. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号）をいいます。
⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。
⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
(1) (外壁、窓等)を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載し

てください。

- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 【ハ、共同住宅等】及び【ニ、複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体（複合建築物の場合は住宅部分全体）での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準」又は「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（(6)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \times 10^3$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^3$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (6) 「BEI」の基準値は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEI」の基準値を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (9) 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準」又は「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 別紙関係

- ① 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
- ⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモーター熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

(削る)

様式第二十三 (第十二条第三項及び附則第二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

変更届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項後段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第3条第2項後段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項後段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項後段の規定による届出
- 法附則第3条第2項後段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第3条第2項後段の規定による届出

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

(削る)

様式第二十四 (第十四条第一項及び附則第二条第四項関係)(日本産業規格A列4番)
(第一面)

通知書

年 月 日

所管行政庁 殿

第 号
年 月 日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項前段又は同法附則第3条第8項前段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法第20条第2項前段の規定による通知
- 法附則第3条第8項前段の規定による通知

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

- 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

(削る)

様式第二十五 (第十四条第一項及び附則第二条第四項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

変更通知書

年 月 日

所管行政庁 殿

第 号
年 月 日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 20 条第 2 項後段又は同法附則第 3 条第 8 項後段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法第 20 条第 2 項後段の規定による通知
- 法附則第 3 条第 8 項後段の規定による通知

【変更の通知をする建築物の直前の通知】

【受付番号】 第 号

【通知日】 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

- 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

(削る)

様式第二十六 (第十五条及び附則第二条第六項関係) (日本産業規格 A 列 7 番)

(表)

年 月 日交付第 号 (年 月 日限り有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項又は同法附則第 3 条第 11 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第 17 条 所管行政庁は、第 14 条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 21 条 所管行政庁は、第 19 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 3 項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 17 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 75 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 30 条第 4 項、第 33 条第 4 項若しくは第 43 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第 3 条

10 所管行政庁は、第 3 項、第 4 項及び前項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

11 第 17 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

様式第二十二 (第十四条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。
3. ・ 4. (略)

様式第二十三 (第十六条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

下記の特殊の構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

(略)

様式第二十四 (第十六条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第16条第2項の規定により通知書を交付します。

(略)

様式第二十五 (第十七条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

様式第二十七 (第十六条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第1項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(注意)

1. (略)
2. ・ 3. (略)

様式第二十八 (第十八条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

下記の特殊の構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

(略)

様式第二十九 (第十八条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第1項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第18条第2項の規定により通知書を交付します。

(略)

様式第三十 (第十九条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定による評価を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(注意)

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 2. 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。
- 3. ・ 4. (略)

様式第二十六 (第十八条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

(削る)

様式第二十七 (第二十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】 (略)
【2. 代理者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【3. 設計者】～【5. 備考】 (略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第24条第1項の規定による評価を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(注意)

(新設)

(新設)

- 1. ・ 2. (略)

様式第三十一 (第二十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

様式第三十二 削除

様式第三十三 (第二十三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第34条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】 (略)
【2. 代理者】 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ハ. 電話番号】
【3. 設計者】～【5. 備考】 (略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	㎡
【3. 建築面積】	㎡
【4. 延べ面積】	㎡
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物
【7. 建築物の住戸の数】	戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空調調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項又は第 4 項の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】	地域
【13. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) 除いた部分の床面積を 【イ. 新築】 (㎡) (㎡) (㎡) 【ロ. 増築】 全体 (㎡) (㎡) (㎡) 増築部分 (㎡) (㎡) (㎡) 【ハ. 改築】 全体 (㎡) (㎡) (㎡) 改築部分 (㎡) (㎡) (㎡)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	㎡
【3. 建築面積】	㎡
【4. 延べ面積】	㎡
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物
【7. 建築物の住戸の数】	戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空調調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項又は第 4 項の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) 【イ. 新築】 (㎡) (㎡) (㎡) 【ロ. 増築】 全体 (㎡) (㎡) (㎡) 増築部分 (㎡) (㎡) (㎡) 【ハ. 改築】 全体 (㎡) (㎡) (㎡) 改築部分 (㎡) (㎡) (㎡)
【14. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) 除いた部分の床面積を 【イ. 新築】 (㎡) (㎡) (㎡) 【ロ. 増築】 全体 (㎡) (㎡) (㎡) 増築部分 (㎡) (㎡) (㎡)

【14. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値
BPI () MJ/(m²・年))

□ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値
BPI () MJ/(m²・年))

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

□ 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値

□ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

□ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の
基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値

□ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値
□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
() W/(m²・K))

□ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の
基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

□ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

【イ. 改築】

全体 (m²) (m²) (m²)
改築部分 (m²) (m²) (m²)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値
BPI () MJ/(m²・年))

□ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値
BPI () MJ/(m²・年))

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

□ 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値

□ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

□ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の
基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

(誘導B E I の基準値

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値

□ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値
□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
() W/(m²・K))

□ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の
基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ、共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準
基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準
基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (□第 1 号 □第 2 号)
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ()

基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ、複合建築物】
基準省令第 10 条第 3 号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・ 年))
基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・ 年))
 B P I ()
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ()
 (誘導 B E I の基準値)
基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()
基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ、共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準
基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準
基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (□第 1 号 □第 2 号)
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ()

基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ、複合建築物】
基準省令第 10 条第 3 号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・ 年))
基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・ 年))
 B P I ()
国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ()

誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 (住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準)
 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする
 部分の基準
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準)
 基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (□第 1 号 □第 2 号)
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする
 部分の基準
 基準省令第 10 条第 3 号ロの基準)
 (非住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準)
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・
 年))
 B P I ())
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準)
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 B E I ())
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)

(誘導 B E I の基準値)
 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準)
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 (住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準)
 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする
 部分の基準
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準)
 基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (□第 1 号 □第 2 号)
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする
 部分の基準
 基準省令第 10 条第 3 号ロの基準)
 (非住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準)
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年) (基準値 M J / (m² ・
 年))
 B P I ())
 国土交通大臣が認める方法及びその結果)
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準)
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 B E I ())

(住宅部分))

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準

基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準

基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導 BEI ()

(誘導 BEI の基準値)

【15. 確認の特例】

法第 30 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無

【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【17. 備考】

(BEI の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準

基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準

基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導 BEI ()

(誘導 BEI の基準値)

【16. 確認の特例】

法第 35 条第 2 項の規定による申出の有無 有 無

【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【18. 備考】

(削る)

(第四面)

(略)

(第五面)

(略)

(注意)

1. 各面共通関係

① (略)

② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)・(2) (略)

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(第五面)

(略)

(第六面)

(略)

(注意)

1. 各面共通関係

① (略)

② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)・(2) (略)

(3) 申請建築物 法第29条第3項に規定する申請建築物

(4) 他の建築物 法第29条第3項に規定する他の建築物

(5) (略)

③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第五面までを、他の建築物について、第二面から第四面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

2. (略)

3. 第二面関係

① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第11条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～④ (略)

⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

(削る)

⑥・⑦ (略)

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 【13. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

⑥ 【13. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。

(削る)

(3) 申請建築物 法第34条第3項に規定する申請建築物

(4) 他の建築物 法第34条第3項に規定する他の建築物

(5) (略)

③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

2. (略)

3. 第二面関係

① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～④ (略)

⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

⑦・⑧ (略)

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。）第4条第1項に規定する床面積（⑦において同じ。）をいいます。

⑦ 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。

⑦ 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (略)

(2) 「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第2に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3) (略)

④ 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の（住宅部分）の「誘導基準一次エネルギー消費量」、「誘導設計一次エネルギー消費量」及び「誘導BEI」については、住宅（複合建築物の場合は住宅部分）全体での数値を記載してください。

⑤～⑦ (略)

⑧ 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑨ 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下この⑨において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑩ 他の建築物について作成する場合は、【15. 確認の特例】及び【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑪ (略)

(削る)

⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (略)

(2) 「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第1に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3) (略)

(新設)

④～⑥ (略)

⑨ 【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑩ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪ 他の建築物について作成する場合は、【16. 確認の特例】及び【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑫ (略)

5. 第四面関係

① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

5. 第四面関係

① 第四面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。

②・③ (略)

④ 第四面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 第五面関係

第五面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 別紙関係

① 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②～⑨ (略)

様式第二十八 (第二十四条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

(略)

(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第二十九 (第二十六条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第31条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

様式第三十 (第二十七条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第2項において準用する同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

(略)

(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

6. 第五面関係

① 第五面は、共同住宅等又は複合建築物(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

②・③ (略)

④ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 第六面関係

第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

8. 別紙関係

① 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②～⑨ (略)

様式第三十四 (第二十五条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

(略)

(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十五 (第二十七条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第36条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

様式第三十六 (第二十八条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第2項において準用する同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

(略)

(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(割る)

様式第三十七 (第三十条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 41 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	㎡
【3. 建築面積】	㎡
【4. 延べ面積】	㎡
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物
【7. 建築物の住戸の数】	住戸数 戸 建築物全体
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 基準省令附則第3条又は第4条の適用有 (竣工年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第2項の適用有 (竣工年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無
【10. 建築物の構造及び設備の概要】	別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による
【11. 該当する地域の区分】	地域
【12. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた(開放部分及び共用部分を部分の床面積) 除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(㎡) (㎡) (㎡)
【ロ. 増築】	全体 (㎡) (㎡) (㎡) 増築部分 (㎡) (㎡) (㎡)
【ハ. 改築】	全体 (㎡) (㎡) (㎡) 改築部分 (㎡) (㎡) (㎡)
【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	(一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(BEIの基準値)

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

(BEIの基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
- BEI ()
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
- ()

【三. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準
- (非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準
- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
- 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
- BEI ()
- (BEIの基準値)

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
- BEI ()
- (BEIの基準値)

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
- ()

(住宅部分)

(外壁、密等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
- ()

- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
- (一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
- 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
- BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
- BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
- ()

- 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
- (複合建築物)

- (一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
- 基準一次エネルギー消費量 GJ/年

<p>設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$ BEI () (BEIの基準値) (住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外</p>
<p>【14. 備考】</p>

(第三面)

<p>【住戸に関する事項】</p> <p>【1. 住戸の番号】</p> <p>【2. 住戸の存する階】 階</p> <p>【3. 専用部分の床面積】 m^2</p> <p>【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$ BEI () <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 BEI () <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p>
--

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱

充填断熱 両面断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱

充填断熱 両面断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()

効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()

効率 ()

【換気】 換気設備 ()

効率 ()

【照明】 照明設備 ()

【給湯】 給湯設備 ()

効率 ()

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3. 第二面関係

- ① 【6. 建築物の用途】の欄は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 基準省令附則第 3 条若しくは又は第 4 条又は令和 4 年改正基準省令附則第 2 項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和 4 年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省令・国土交通省令第 3 号）をいいます。
- ④ 【11. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第 1 条第 2 号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。
- ⑤ 【12. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び「一次エネルギー消費量に関する事項」のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第 1 条第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」及び「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準」又は「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）で除いたものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(6)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「 $E_{st} = \{ (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times B + E_m \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{st} = (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl}$

$+E_{sw} + E_{sev} + E_{n}$) $\times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- (6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (7) 第二面は、他の制度の申請書の写しに必要な事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、共同住宅等又は複合建築物に係る申請を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「√」マークを入れた上で記載してください。

- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- ④ 第三面は、他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、申請に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「√」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「√」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「√」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「√」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について

(削る)

記載してください。

- ⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第三十八 (第三十一条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

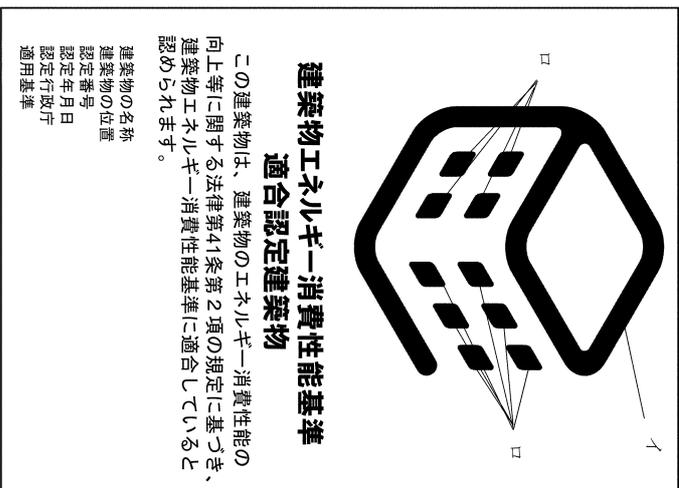
所管行政庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定により申請のあった建築物について、同条第2項の規定に基づき認定したので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(割る)

様式第三十九 (第三十二条第二項関係)



**建築物エネルギー消費性能基準
適合認定建築物**

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称
建築物の位置
認定番号
認定年月日
適用行政庁
適用基準

(備考)

1. 色彩は、地の色は白色、文字の色は黒色（色は、100% black とする。）、「イ」部分の色は、カラーの標準を使用する場合においては緑色（色は、58% cyan、7% magenta、99% yellow、0% black とする。）、モノクロームの標準を使用する場合においては黒色（色は、100% black とする。）、ロの部分にあつては、カラーの標準を使用する場合においては濃い黄色（色は、8% cyan、24% magenta、80% yellow、7% black とする。）、モノクロームの標準を使用する場合においては灰色（色は、70% black とする。）とすること。
2. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
3. 基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。
4. 第32条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
5. 基準適合認定建築物が一戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。
6. 「適用基準」の欄は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条又は第4条の適用の有無に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。
 - ・ 国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条又は第4条の適用の有無に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。
 - (1) 基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合
一次エネルギー消費量基準（既存建築物）適合
 - (2) 基準省令附則第3条又は第4条の適用を受けない場合
次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。
イ 非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。） 一次エネルギー

(別添)

消費量基準（新築建築物）適合
ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号の住宅をいう。） 一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準適合
ハ 複合建築物（基準省令第1条第1項第1号の複合建築物をいう。） 一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準（住宅部分）適合

様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格A列7番）

(表)

年 月 日交付第 号（年 月 日限り有効）

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第2項において適用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

様式第三十一 (第二十九条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第29条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第三十二 (第二十九条第九号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

判定の業務の計画棟数

業 務 の 区 分	計 画 棟 数
一 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物	棟
二 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物	棟
三 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物	棟

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第 17 条 所管行政庁は、第 14 条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 43 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第 41 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 17 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 75 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 17 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 30 条第 4 項、第 33 条第 4 項若しくは第 43 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十一 (第三十四条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第44条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第34条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十二 (第三十四条第九号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

判定の業務の計画棟数

業 務 の 区 分	計 画 棟 数
一 床面積の合計が千平方メートル未満の特定建築物	棟
二 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の特定建築物	棟
三 床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の特定建築物	棟

四 床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の建築物	棟
五 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の建築物	棟
六 床面積の合計が五万平方メートル以上の建築物	棟

(略)

様式第三十三 (第三十三条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

下記のとおり、

- 1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2) 判定の業務を行う事務所の所在地
- 3) 適合性判定員の氏名
- 4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- 5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 6) 判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条第2項の規定に基づき、届け出ます。

(略)

様式第三十四 (第三十四条第一項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第40条第1項の登録の更新を受けたいので、同条第2項において準用する同法第36条の規定に基づき、申請します。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第29条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第三十五 (第三十五条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第三十六 (第三十五条第一号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第三十七 (第三十五条第二号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第三十八 (第三十五条第三号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第三十九 (第三十五条第五号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第四十 (第四十一条第十号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

四 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物	棟
五 床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物	棟

(略)

様式第四十三 (第三十七条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

下記のとおり、

- 1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2) 判定の業務を行う事務所の所在地
- 3) 適合性判定員の氏名
- 4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- 5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 6) 判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。

(略)

様式第四十四 (第三十八条第一項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第48条第1項の登録の更新を受けたいので、同条第2項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第34条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十五 (第三十九条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第49条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第四十六 (第三十九条第一号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第四十七 (第三十九条第二号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第四十八 (第三十九条第三号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第四十九 (第三十九条第五号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第五十 (第四十五条第十号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第36条第1号の登録適合性判定員講習を修了した者であることを証します。

(略)

様式第四十一 (第五十三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第45条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第四十二 (第五十三条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第45条第3項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

(削る)

様式第四十三 (第五十八条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第51条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第四十四 (第六十条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

1. 評価の業務を行う事務所の所在地
2. 評価員の氏名
3. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)
4. 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
5. 評価の業務を行う区域
6. 評価の業務を開始しようとする年月日

(注意)

1. (略)
 2. 第60条各号に掲げる書類を添付してください。
- 様式第四十五** (第六十四条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 評価の業務を行う事務所の所在地
- (3) 評価員の氏名
- (4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- (5) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 評価の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第39条第2項の規定に基づき、届け出ます。

(略)

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第40条第1号の登録適合性判定員講習を修了した者であることを証します。

(略)

様式第五十一 (第五十七条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十二 (第五十七条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十三 削除

様式第五十四 (第六十三条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第59条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十五 (第六十五条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第1項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

1. 評価の業務を行う事務所の所在地
2. 評価員の氏名
3. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)
4. 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
5. 評価の業務を開始しようとする年月日

(注意)

1. (略)
 2. 第65条各号に掲げる書類を添付してください。
- 様式第五十六** (第六十八条関係)(日本産業規格A列4番)

(略)

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 評価の業務を行う事務所の所在地
- (3) 評価員の氏名
- (4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- (5) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 評価の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。

(略)

様式第四十六 (第六十五条第一項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において準用する同法第40条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第53条第2項において読み替えて準用する同法第40条第2項において準用する同法第36条の規定に基づき、申請します。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第60条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十七 (第六十六条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において準用する同法第41条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第四十八 (第六十六条第一号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第四十九 (第六十六条第二号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第五十 (第六十六条第三号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第五十一 (第六十六条第五号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第五十二 (第六十八条第一項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第45条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十三 (第六十八条第三項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第45条第3項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

(削る)

様式第五十四 (第七十三条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第51条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十七 (第六十九条第一項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第48条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第61条第2項において読み替えて準用する同法第48条第2項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第65条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第五十八 (第七十条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十九 (第七十条第一号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第六十 (第七十条第二号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第六十一 (第七十条第三号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第六十二 (第七十条第五号関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

様式第六十三 (第七十二条第一項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において読み替えて準用する同法第53条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第六十四 (第七十二条第二項関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第53条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第六十五 削除**様式第六十六** (第七十八条関係)(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第59条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

(略)

<p>施工方法等計画書</p> <p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置</p>	<p>令第三十八條第三項若しくは第四項又は令第三十九條第二項若しくは第三項の規定に適合することの 確認に必要な図書</p> <p>令第三十八條第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八條第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第三十九條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十九條第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>各階平面図</p> <p>二面以上の立面図</p> <p>二面以上の断面図</p> <p>基礎伏図</p> <p>構造詳細図</p> <p>使用構造材料一覧表</p>	<p>令第三章第二節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）</p>	<p>屋根ふき材、内装材、外装材、 帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p> <p>基礎の配置、構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>屋根ふき材、内装材、外装材、 帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法</p> <p>構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置</p> <p>特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものを用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆その他の劣化防止のための措置</p>
<p>施工方法等計画書</p> <p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置</p>	<p>令第三十八條第三項若しくは第四項又は令第三十九條第二項若しくは第三項の規定に適合することの 確認に必要な図書</p> <p>令第三十八條第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八條第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第三十九條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十九條第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>各階平面図</p> <p>二面以上の立面図</p> <p>二面以上の断面図</p> <p>基礎伏図</p> <p>構造詳細図</p> <p>使用構造材料一覧表</p>	<p>令第三章第二節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）</p>	<p>屋根ふき材、内装材、外装材、 帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法</p> <p>基礎の配置、構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法</p> <p>屋根ふき材、内装材、外装材、 帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法</p> <p>構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置</p> <p>特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものを用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆その他の劣化防止のための措置</p>

(略)	令第三章第五節の規定が適用される建築物		(略)								
	令第六十六条、令第六十七条第一項ただし書若しくは第二項、令第六十九条又は令第七十条の規定に適合することの確認に必要な図書										
	(略)			令第四十三条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第四十六条第二項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十六条第二項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法	令第四十六条第三項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十六条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	令第四十六条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第四十七項に規定する基準への適合性審査に必要な事項

(略)	令第三章第五節の規定が適用される建築物		(略)								
	令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条又は令第七十条の規定に適合することの確認に必要な図書										
	(略)			令第六十六条に規定する基準への適合性審査に必要な事項							

	(十)	(二)～(九)	
<p>法第二十八条の二の規定が適用される建築物</p>	(略)	(略)	<p>令第三章第六節の二の規定が適用される建築物</p>
<p>使用建築材料表</p>	(略)	(略)	<p>令第六十六條、令第六十七條第一項ただし書若しくは第二項、令第六十九條、令第七十三條第二項ただし書若しくは第三項ただし書、令第七十七條第五号ただし書、令第七十七條の二第一項ただし書、令第七十九條第二項又は令第七十九條の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>
<p>(略)</p> <p>令第二十条の七第一項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第一項第十三号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、令第二十条の七第一項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第一項第十三号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。又は令第二十条の七第一項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第一項第十三号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発</p>	(略)	(略)	<p>令第六十六條に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第六十七條第一項ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
	(十)	(二)～(九)	
<p>法第二十八条の二の規定が適用される建築物</p>	(略)	(略)	<p>令第三章第六節の二の規定が適用される建築物</p>
<p>使用建築材料表</p>	(略)	(略)	<p>令第六十六條、令第六十七條第二項、令第六十九條、令第七十三條第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七條第五号ただし書、同条第六号、令第七十七條の二第一項ただし書、令第七十九條第二項又は令第七十九條の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>
<p>(略)</p> <p>令第二十条の七第一項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第一項第十二号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、令第二十条の七第一項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第一項第十二号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。又は令第二十条の七第一項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第一項第十二号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発</p>	(略)	(略)	<p>令第六十六條に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>

三号に掲げる建築物を除く。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一号第二号イただし書の事項	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一号第二号イただし書の事項	機器表	各部詳細図	断面図又は矩計図	外壁及び屋根の構造	小屋裏の構造	各階の天井の構造	床、床下及び基礎の構造	縮尺	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	節湯器具の種類、位置及び数	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一号第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に関する事項
					外壁及び屋根の構造	小屋裏の構造	各階の天井の構造	床、床下及び基礎の構造	縮尺	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	節湯器具の種類、位置及び数	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一号第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に関する事項

(九十三) 〽 (八十六) (略)			
	建築物 適用される 号の規定が 第一項第三 規則第二條 に関する法 律施行規則 第二條第一 項第三号の 規定に適合 することの 確認に必要 な図書	建築物 適用される 号の規定が 第一項第二 規則第二條 に関する法 律施行規則 第二條第一 項第二号の 規定に適合 することの 確認に必要 な図書	建築物 適用される 号の規定が 第一項第二 規則第二條 に関する法 律施行規則 第二條第一 項第二号の 規定に適合 することの 確認に必要 な図書
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第一項第三号の規定に適合すること	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第一項第三号の規定に適合すること	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第一項第二号の規定に適合していること

(九十三) 〽 (八十六) (略)			

(三) (六)	(二)	(一)	五		(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十七)	(三十七)	(三十三)	(一) (三)
			(七十七)	(三十八)										
(略)	令第三十八条第四項、令第四十三條第二項ただし書、令第四十六條第二項第一号八、同条第三項ただし書、令第五十一條第一項ただし書、令第六十二條の八ただし書、令第七十三條第三項ただし書、令第七十七條第五号ただし書又は令第七十七條の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物	(略)	(イ)	(ロ)	(略)	特定天井の構造を令第三十九條第三項の認定を受けたものとする建築物	令第四十五條第一項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物	令第四十五條第二項の認定を受けたものとする材料を用いた筋かいを入れた軸組を設置する建築物	令第四十六條第四項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物	(略)	(略)	令第四十六條第四項に係る認定書の写し	令第三十九條第三項に係る認定書の写し	(イ) (ロ)
			(イ)	(ロ)										

(三) (六)	(二)	(一)	五		(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十七)	(三十三)	(一) (三)
			(七十五)	(三十六)									
(略)	令第三十八条第四項、令第四十三條第一項ただし書、同条第二項ただし書、令第四十六條第二項第一号八、同条第三項ただし書、令第五十一條第一項第二号ただし書、令第六十二條の八ただし書、令第七十三條第三項ただし書、令第七十七條第五号ただし書又は令第七十七條の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物	(略)	(イ)	(ロ)	(略)	特定天井の構造を令第三十九條第三項の認定を受けたものとする建築物	令第四十六條第四項の表一の(ハ)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物	令第四十六條第四項の表一の(ハ)項に係る認定書の写し	(略)	(略)	令第三十九條第三項に係る認定書の写し	令第三十九條第三項に係る認定書の写し	(イ) (ロ)
			(イ)	(ロ)									

規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 申請に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 申請に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 (略)

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3 (略)

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 (略)

2 (略)

条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 (略)

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3 (略)

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 (略)

2 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三條の四 法第六條の二第一項(法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一條の三、第二條の二又は第三條の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三條の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 法第六條の二第四項(法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一條の三、第二條の二又は第三條の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三條の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條に規定する書類を添えて行う。
- 二 (略)

3 (略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三條の七 法第六條の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)
- イ (略)
- ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

- (1)・(2) (略)
- (3) 第一條の三第一項の表四の(七)項、(十七)項、(三十四)項から(四十三)項まで、(七十六)項及び(七十七)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二(四) (略)

2(四) (略)

(構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等)

第三條の十三 法第六條の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれか(同項第二号に掲げる確認審査にあつては、第二号)に該当する者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)であることとする。

- 一(四) (略)
- 2 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三條の四 法第六條の二第一項(法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一條の三、第二條の二又は第三條の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三條の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 法第六條の二第四項(法第八十七條第一項、法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一條の三、第二條の二又は第三條の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三條の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二條第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條に規定する書類を添えて行う。
- 二 (略)

3 (略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三條の七 法第六條の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)
- イ (略)
- ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

- (1)・(2) (略)
- (3) 第一條の三第一項の表四の(七)項、(十七)項、(三十四)項から(四十一)項まで、(七十四)項及び(七十五)項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二(四) (略)

2(四) (略)

(構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等)

第三條の十三 法第六條の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)であることとする。

- 一(四) (略)
- 2 (略)

（完了検査申請書の様式）
第四条

法第七條第一項（法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四條の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～三（略）

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十條第一項の規定が適用される場合にあつては、次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項（同法第十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合（当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同法第十一條第二項（同法第十四條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含む。）

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第二項第二号の規定が適用される場合（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三條第一項に規定する設計住宅性能評価に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二條第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第二号、第三條第四項又は第四條第二項の規定が適用される場合であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一條第三号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合（同法第六條第七項に規定する検査報告書又はその写し）

ニ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二條第一項第三号の規定が適用される場合（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六條第一項の認定（同法第八條第一項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六條の二第一項の確認に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能に係るものに限る。）

ホ 次の(1)から(3)までに掲げる場合（当該(1)から(3)までに定める図書及び書類）
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條第一号に掲げる場合
(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第十六條第三項の規定による認定に要した図書及び書類

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條第二号に掲げる場合
合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十條第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十一條第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八條第三号に掲げる場合
合 都市の低炭素化の促進に関する法律第十條第一項又は同法第五十四條第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一條第一項又は同法第五十五條第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

2
五～七（略）

（完了検査申請書の様式）
第四条

法第七條第一項（法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四條の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～三（略）

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一條第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同法第十二條第二項の規定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含む。次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條第一号に掲げる場合
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十三條第一項の規定による認定に要した図書及び書類

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條第二号に掲げる場合
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四條第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十六條第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六條第三号に掲げる場合
都市の低炭素化の促進に関する法律第十條第一項又は同法第五十四條第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一條第一項又は同法第五十五條第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

（新設）
（新設）

（新設）

2
五～七（略）

第二条第一項 (略)	(略)	第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
		第一条の三第一項の表 二の八十五の二項	同法第十一条第一項又は第二項	同法第十二条第二項又は第三項
<p>22 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>				

(台帳の記載事項等)
第六条の三 (略)
 2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 一〜三 (略)
 四 第四条第一項(第八条の二第十四項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類
 五 第四条の二第二項(第八条の二第十五項において準用する場合を含む。)に規定する書類
 六 第四条の八第一項(第八条の二第十八項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類
 七〜十 (略)
 十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定
 通知書又はその写し
 三〜六 (略)
第八条の二 (略)
 2〜12 (略)
 13 第三条の十三の規定は、法第十八条第四項ただし書の国土交通省令で定める要件について準用する。
 14〜21 (略)

第二条第一項 (略)	(略)	第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
		第一条の三第一項の表 二の八十五の二項	同法第十一条第一項又は第二項	同法第十二条第二項又は第三項
<p>21 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>				

(台帳の記載事項等)
第六条の三 (略)
 2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 一〜三 (略)
 四 第四条第一項(第八条の二第十三項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類
 五 第四条の二第二項(第八条の二第十四項において準用する場合を含む。)に規定する書類
 六 第四条の八第一項(第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類
 七〜十 (略)
 十一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定
 通知書又はその写し
 三〜六 (略)
第八条の二 (略)
 2〜12 (略)
 13 (新設)
 14〜20 (略)

(略)	第四条第一項第四号		第四条第一項	第三条の十三第二項	第三条の十一第四項	(略)	第二条第四項		第二条第二項第五号	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二号第一項第二号、第三号第四項又は第四号第二項	同法第十一条第二項	別記第十九号様式	副確認検査員 副確認検査員 副確認検査員	別記第十八号の十一様式		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一号第六項	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二号第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一号第六項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二号第一項第二号又は同令第九条第一項において読み替えて準用する同令第三条第四項若しくは第四条第二項	同法第十二条第三項	別記第四十二号の十三様式	特定行政庁 建築主事等	別記第四十二号の十二の十一様式	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一号第九項において読み替えて準用する同令第八号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二号第七項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二号第七項		

(略)	第四条第一項		第四条第一項	第三条の十一第四項	第三条の十一第四項	(略)	第二条第四項		第二条第二項第五号	
	同条第二項	同法第十二条第一項	別記第十九号様式	副確認検査員 副確認検査員 副確認検査員	別記第十八号の十一様式		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二号第六項	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二号第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一号第六項
	同条第三項	同法第十三条第二項	別記第四十二号の十三様式	特定行政庁 建築主事等	別記第四十二号の十二の十一様式	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一号第七項において準用する同令第六号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三号第七項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三号第七項		

(容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備)

第十条の四の四 法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六條第一項第一号又は第二号に掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六條第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第一條の三第四項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

二 (略)

3 9 (略)

(手数料の額)

第十一条の二三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合 次イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額(ただし、法第六十八條の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円)

イ (略)

ロ 令第四十六條第四項の規定に基づく認定の場合(令第四十五條第一項又は第二項の規定に基づく認定を併せて受けようとする場合を含む)又は第八條の三の規定に基づく認定の場合 百三十九万円

ハ (略)

三 9 (略)

3 8 (略)

(容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備)

第十条の四の四 法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第十条の四の六第一項及び第十条の四の九第一項において同じ。)の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六條第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第一條の三第四項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

二 (略)

3 9 (略)

(手数料の額)

第十一条の二三 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合 次イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額(ただし、法第六十八條の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円)

イ (略)

ロ 令第四十六條第四項の表一の(ハ)項又は第八條の三の規定に基づく認定の場合 百三十九万円

ハ (略)

三 9 (略)

3 8 (略)

別表第二 (第十一条の二の三関係)

(イ)	(ロ)
(略)	
令第四十六条第四項の認定に係る評価 (令第四十五条第一項又は第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を含む)	二百七十万円
(略)	

別記

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)
(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【16. 工事完了予定年月日】 (略)

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

- 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項
- その他

【19. その他必要な事項】・【20. 備考】 (略)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】 (略)

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

- 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査

別表第二 (第十一条の二の三関係)

(イ)	(ロ)
(略)	
令第四十六条第四項の表一のロ項の認定に係る評価	二百七十万円
(略)	

別記

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)
(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【16. 工事完了予定年月日】 (略)

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】・【19. 備考】 (略)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【10. 建築設備の種類】 (略)

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1)氏名

(2)資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】

第 号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等認証番号】

【12. 床面積】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第1号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らか場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. 第三面関係

①～⑭ (略)

【二. 認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ハ. 認証型式部材等認証番号】

【12. 床面積】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らか場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. 第三面関係

①～⑭ (略)

⑳ 18欄の「イ」は、建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れてください。同項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受けない場合は、「無」に「レ」マークを入れてください。なお、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、20欄に当該建築物の番号（第四面の1欄の番号をいう。）を記入してください。

㉑ 18欄の「ロ」は、建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用を受ける場合は、「建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項」に「レ」マークを入れてください。建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定のうち建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項以外の規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「その他」に「レ」マークを入れてください。

㉒ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉓ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉔ 計画の変更申請の際は、20欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

①～⑪ (略)

⑫ 11欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬ 11欄の「ニ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑭ 11欄の「ホ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入して下さい。また、11欄の「ハ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮ 11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

⑯～㉔ (略)

6. 7. (略)

(新設)

(新設)

㉕ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉖ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉗ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

①～⑪ (略)

⑫ 11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬ 11欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑭ 11欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入して下さい。また、11欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮ 11欄の「ハ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ニ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

⑯～㉔ (略)

6. 7. (略)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】（略）

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

【21. その他必要な事項】（略）

（注意）

1. 第一面及び第二面関係

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの20欄に記載してください。

② （略）

③ 第二面の20欄の「イ」は、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、第三面の配置図に当該建築物を明示してください。

2. （略）

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】（略）

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20. その他必要な事項】（略）

（注意）

1. 第一面及び第二面関係

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。

② （略）

（新設）

2. （略）

第四条 建築基準法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその歴記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	前条の規定による改正後
別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4） （第三面） 建築物及びその敷地に関する事項	別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4） （第三面） 建築物及びその敷地に関する事項
【1. 地名地番】～【16. 工事完了予定年月日】（略）	【1. 地名地番】～【16. 工事完了予定年月日】（略）
【17. 特定工程工事終了予定年月日】（特定工程） （第 回） 年 月 日 （ ）	【17. 特定工程工事終了予定年月日】（特定工程） （第 回） 年 月 日 （ ）

(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

- 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項
- その他

【18. その他必要な事項】・【19. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ～ 3. (略)
- 4. 第三面関係
- ①～⑭ (略)
- (削る)

(削る)

㉕ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉖ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉗ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。
5. ～ 7. (略)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】 (略)

(注意)

- 1. ～ 3. (略)
- 4. 第三面関係
- ①～⑭ (略)

㉕ 18欄の「イ」は、建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れてください。同項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受けない場合は、「無」に「レ」マークを入れてください。なお、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、20欄に当該建築物の番号（第五面の1欄の番号をいう。）を記入してください。

㉖ 18欄の「ロ」は、建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用を受ける場合は、「建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項」に「レ」マークを入れてください。建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定のうち建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項以外の規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「その他」に「レ」マークを入れてください。

㉗ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉘ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉙ 計画の変更申請の際は、20欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。
5. ～ 7. (略)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】 (略)

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】
有 無

【20. その他必要な事項】 (略)

(注意)
 1. 第一面及び第二面関係
 ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。
 ② (略)
 (削る)

2. (略)

(建築士法施行規則の一部改正)

第五条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(帳簿の備付け等及び図書の保存)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号口にあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略) (削る)</p>	<p>(帳簿の備付け等及び図書の保存)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号口及び第四号口にあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十七条第一項の規定による評価及び説明を行った場合 同項に規定する書面</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十七条第二項の意思の表明があつた場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十一条の四に規定する書面</p>

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】
有 無

【20. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 有 無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項
その他

【21. その他必要な事項】 (略)

(注意)
 1. 第一面及び第二面関係
 ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの20欄に記載してください。
 ② (略)
 ③ 第二面の20欄の「イ」は、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、第三面の配置図に当該建築物を明示してください。

2. (略)

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第六十三条第一項に規定する計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行った場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十三条第一項の規定による説明を行った場合 同項に規定する書面

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十三条第二項の意思の表明があつた場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七十九条に規定する書面

5 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四第二項に規定する図書を作成した日(前項第三号ロに規定する図書にあつては、受領した日)から起算して十五年間当該図書を保存しなければならない。

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十七条の五第一項に規定する計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行った場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十七条の五第一項の規定による説明を行った場合 同項に規定する書面

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十七条の五第二項の意思の表明があつた場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八十条の五に規定する書面

5 建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四第二項に規定する図書を作成した日(前項第三号ロ及び第四号ロに規定する図書にあつては、受領した日)から起算して十五年間当該図書を保存しなければならない。

第六條 (建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正)
 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第十五条 (指定確認検査機関に係る指定区分)
 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。

第十五条 (指定確認検査機関に係る指定区分)
 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。

- 一 床面積の合計が三百平方メートル以内の建築物(当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第四百六十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。)の建築確認を行う者としての指定
- 二 床面積の合計が三百平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 二の二 床面積の合計が三百平方メートル以内の建築物の仮使用認定(法第七条の六第一項第二号(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。)を行う者としての指定
- 三 床面積の合計が三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の建築確認を行う者としての指定
- 四 床面積の合計が三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 四の二 床面積の合計が三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定

- 一 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物(当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第四百六十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。)の建築確認を行う者としての指定
- 二 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 二の二 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定(法第七条の六第一項第二号(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。)を行う者としての指定
- 三 床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の建築確認を行う者としての指定
- 四 床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定
- 四の二 床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定

第十六条 (確認検査員又は副確認検査員の数)

法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行うおとす件数を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ロ)欄に掲げる建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(ハ)欄に掲げる値で除して得た数を合計したものの(一)未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

第十六条 (確認検査員又は副確認検査員の数)

法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行うおとす件数を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ロ)欄に掲げる建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(ハ)欄に掲げる値で除して得た数を合計したものの(一)未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第三号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）	(い)	
	(ろ)	(は)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第三号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物を除く。）	(い)	
	(ろ)	(は)
建築確認	千三百	
完了検査 （遠隔から検査を行う場合に限る。）	千六百	
完了検査 （実地に検査を行う場合に限る。）	七百二十	
仮使用認定 （実地に検査を行う場合に限る。）	八百六十	
仮使用認定 （遠隔から検査を行う場合に限る。）	二千六百	
中間検査 （実地に検査を行う場合に限る。）	八百六十	
中間検査 （遠隔から検査を行う場合に限る。）	二千六百	
完了検査 （実地に検査を行う場合に限る。）	八百六十	
完了検査 （遠隔から検査を行う場合に限る。）	二千六百	

第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。）	(い)	
	(ろ)	(は)
建築確認	五百九十	
完了検査	七百二十	
仮使用認定	八百六十	
中間検査	八百六十	
完了検査	八百六十	

第十五条第三号から第四号の二までの建築物

中間検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	二千	中間検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	七百八十	仮使用認定 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	千六百	仮使用認定 (実地に検査を行う場合に限る。)	七百二十	(略)	完了検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	八百五十	完了検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	五百十	中間検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	千五百	中間検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	六百八十
---------------------------	----	--------------------------	------	----------------------------	-----	---------------------------	------	-----	---------------------------	------	--------------------------	-----	---------------------------	-----	--------------------------	------

第十五条第三号から第四号の二までの建築物

中間検査	七百八十	仮使用認定	七百二十	(略)	完了検査	五百十	中間検査	六百八十
------	------	-------	------	-----	------	-----	------	------

第十五条第五号から第六号の二までの建築物

(略)	完了検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	四百三十	(略)	仮使用認定 (実地に検査を行う場合に限る。)	五百十
	完了検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	四百三十		仮使用認定 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	四百三十
(略)	完了検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	三百二十	(略)	中間検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	六百九十
	完了検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	三百二十		中間検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	四百五十

第十五条第五号から第六号の二までの建築物

(略)	完了検査	三百二十	(略)	仮使用認定	五百十
	完了検査	三百二十		仮使用認定	三百二十
(略)	中間検査	四百五十	(略)	完了検査	三百二十
	中間検査	四百五十		完了検査	三百二十

第十五条第七号から第八号の二までの建築物

(略)	仮使用認定 (実地に検査を行う場合に限る。)	三百二十
	完了検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	二百八十
(略)	完了検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	二百三十
	中間検査 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	四百六十
(略)	中間検査 (実地に検査を行う場合に限る。)	三百四十
	仮使用認定 (遠隔から検査を行う場合に限る。)	二百八十
(略)	仮使用認定 (実地に検査を行う場合に限る。)	二百三十

第二十九条

法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四

条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四の七第三項第二号、施行規則第四の七第三項第二号に掲げる書類、施行規則第四の七第三項第二号及び施行規則第四の七第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第八号第一号に掲げる場合)にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し。とする。

2・3 (略)

第十五条第七号から第八号の二までの建築物

(略)	完了検査	二百三十
	中間検査	三百四十
(略)	仮使用認定	二百三十

第二十九条

法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四

条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四の七第三項第二号、施行規則第四の七第三項第二号に掲げる書類、施行規則第四の七第三項第二号及び施行規則第四の七第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第六号第一号に掲げる場合)にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合)にあっては同号に規定する通知書又はその写し。とする。

2・3 (略)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)
第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。
 一～十の二 (略)

十一 令第四十五条第一項及び第二項並びに令第四十六条第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十二～三十九 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。
 一～三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイから下までに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。
 イ～ハ (略)

ト 令第四十五条第一項若しくは第二項若しくは令第四十六条第四項又は施行規則第八条の三の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法
 (一)～(三) (略)

五 (略)

別記
 第二号様式(第十四条関係)(A4)

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数	
	遠隔から検査を行う場合	実地に確認検査を行う場合
床面積の合計が300㎡以内の建築物(法第6条第1項第3号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合する建築物の部分)を有する建築物に限る。)	仮使用認定 件	仮使用認定 件
	完了検査 件	完了検査 件
	中間検査 件	中間検査 件
床面積の合計が300㎡以内の建築物(法第6条第1項第3号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定を受けた型式に適合する建築物の部分)を有する建築物を除く。)	仮使用認定 件	仮使用認定 件
	完了検査 件	完了検査 件
	中間検査 件	中間検査 件
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	仮使用認定 件	仮使用認定 件
	完了検査 件	完了検査 件
	中間検査 件	中間検査 件

(指定性能評価機関に係る指定の区分)
第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。
 一～十の二 (略)

十一 令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十二～三十九 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。
 一～三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイから下までに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。
 イ～ハ (略)

ト 令第四十六条第四項の表一の(八)項又は施行規則第八条の三の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法
 (一)～(三) (略)

五 (略)

別記
 第二号様式(第十四条関係)(A4)

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数	
	遠隔から検査を行う場合	実地に確認検査を行う場合
床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合する建築物の部分)を有する建築物に限る。)	仮使用認定 件	仮使用認定 件
	完了検査 件	完了検査 件
	中間検査 件	中間検査 件
床面積の合計が500㎡以内の建築物(法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分)を有する建築物を除く。)	仮使用認定 件	仮使用認定 件
	完了検査 件	完了検査 件
	中間検査 件	中間検査 件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	仮使用認定 件	仮使用認定 件
	完了検査 件	完了検査 件
	中間検査 件	中間検査 件

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物		建築確認	件
	完了検査	件	完了検査 件
	中間検査	件	中間検査 件
	仮使用認定	件	仮使用認定 件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物		建築確認	件
	完了検査	件	完了検査 件
	中間検査	件	中間検査 件
	仮使用認定	件	仮使用認定 件
(略)			

(略)

第二号の二様式 (第十四条関係) (A 4)

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

(略)

業 務 の 区 分	実施件数
床面積の合計が300㎡以内の建築物	(略)
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	(略)
(略)	(略)

備考1 申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の件数 (遠隔の検査及び実地の確認検査の合計の件数とする。以下同じ。)を記載すること。ただし、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第92号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の建築基準法 (以下「旧基準法」という。)第6条の2第1項 (旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の2第1項 (旧基準法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日 (平成19年6月20日) から起算して20年を経過する日までの間は、平成19年6月20日から申請の日の属する事業年度の開始の日の前日までの間において行った確認検査の件数を記載すること。

2 (略)

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物		建築確認	件
	完了検査	件	完了検査 件
	中間検査	件	中間検査 件
	仮使用認定	件	仮使用認定 件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物		建築確認	件
	完了検査	件	完了検査 件
	中間検査	件	中間検査 件
	仮使用認定	件	仮使用認定 件
(略)			

(略)

第二号の二様式 (第十四条関係) (A 4)

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

(略)

業 務 の 区 分	実施件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物	(略)
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	(略)
(略)	(略)

備考1 申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の件数を記載すること。ただし、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第92号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の建築基準法 (以下「旧基準法」という。)第6条の2第1項 (旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の2第1項 (旧基準法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日 (平成19年6月20日) から起算して20年を経過する日までの間は、平成19年6月20日から申請の日の属する事業年度の開始の日の前日までの間において行った確認検査の件数を記載すること。

2 (略)

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成十七年国土交通省令第二十六号) の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一 (第三条及び第四条関係)	別表第一 (第三条及び第四条関係)
(略)	(略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>様式第五(第四十一条関係)(日本産業規格A列4番) (略) (第三面) 低炭素建築物新築等計画</p> <p>1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 [建築主等に関する事項]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】 【イ. 非住宅建築物】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年)) B P I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年)) B P I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> </div>	<p>様式第五(第四十一条関係)(日本産業規格A列4番) (略) (第三面) 低炭素建築物新築等計画</p> <p>1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 [建築主等に関する事項]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】 【イ. 非住宅建築物】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年)) B P I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) (基準値 MJ / (㎡・年)) B P I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> </div>

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導BEI ()

(誘導BEIの基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K)

(基準値 W / (m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値)

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導BEI ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導BEI ()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導BEI ()

(誘導BEIの基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K)

(基準値 W / (m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値)

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導BEI ()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準

基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年

誘導BEI ()

- 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二. 複合建築物】

- 基準省令第10条第3号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 - 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年)
(基準値 MJ / (㎡・年))
B P I ()
 - 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年)
(基準値 MJ / (㎡・年))
B P I ()
 - 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
 - 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
 - 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)
 - 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)
 - 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
 - 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)
- (住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 - 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 - 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

- 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
- 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二. 複合建築物】

- 基準省令第10条第3号イの基準
(非住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 - 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年)
(基準値 MJ / (㎡・年))
B P I ()
 - 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年)
(基準値 MJ / (㎡・年))
B P I ()
 - 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
 - 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
 - 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)
 - 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)
 - 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
 - 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導 B E I ()
(誘導 B E I の基準値)
- (住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 - 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 - 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第 2 号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導 B E I ()

基準省令第10条第 2 号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする基準

基準省令第10条第 3 号ロの基準
(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第 1 号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年)
(基準値 M J / (m² ・ 年))
B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()
(B E I の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第 2 号イ(1)の基準

基準省令第10条第 2 号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第 2 号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
誘導 B E I ()

基準省令第10条第 2 号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする基準

基準省令第10条第 3 号ロの基準
(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第 1 号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年)
(基準値 M J / (m² ・ 年))
B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第 2 号イ(1)の基準

基準省令第10条第 2 号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(複合建築物)	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
誘導基準一次エネルギー消費量	G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量	G J / 年
誘導 B E I ()	
(誘導 B E I の基準値)	
【16. 再生可能エネルギー利用設備】～【19. 備考】 (略)	

(注意)

1. ～ 7. (略)
8. 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) ・ ii) (略)
 - iii) B E I 設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。以下この iii) 及び iv) において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「B E I」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(v)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とします。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - iv) B E I の基準値 基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - v) ・ vi) (略)
- (6) (略)
9. ～ 12. (略)

(複合建築物)	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
誘導基準一次エネルギー消費量	G J / 年
誘導設計一次エネルギー消費量	G J / 年
誘導 B E I ()	
(誘導 B E I の基準値)	
【16. 再生可能エネルギー利用設備】～【18. 備考】 (略)	

(注意)

1. ～ 7. (略)
8. 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) ・ ii) (略)
 - iii) B E I 設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (新設)
- iv) ・ v) (略)
- (6) (略)
9. ～ 12. (略)

第十条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という。)は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	前条の規定による改正後
(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)	(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)
<p>第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</p>	<p>第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</p>

る法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(2)項に掲げる図書に代えて同表の(3)項に掲げる図書を提出しなければならない。

(表 略)

2・3 (略)

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第四十六条之二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七條第五項、同法第七條之二第五項又は同法第十八條第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

様式第五（第四十一条関係）(日本産業規格A列4番)

(略)

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】 (略)
【2. 代理者】
【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】
【3. 設計者】～【5. 備考】 (略)

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ～4. (略)
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物の低炭素建築物新築等計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

(削る)

6. (略)

る法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(2)項に掲げる図書に代えて同表の(3)項に掲げる図書を提出しなければならない。

(表 略)

2・3 (略)

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第四十六条之二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七條第五項、同法第七條之二第五項又は同法第十八條第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

様式第五（第四十一条関係）(日本産業規格A列4番)

(略)

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】 (略)
【2. 代理者】
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【3. 設計者】～【5. 備考】 (略)

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ～4. (略)
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

6. 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

7. (略)

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしよとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	㎡
【4. 建築面積】	㎡
【5. 延べ面積】	㎡
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) 除いた部分の床面積
【イ. 新築】	(㎡) (㎡) (㎡)
【ロ. 増築】	全体 (㎡) (㎡) (㎡) 増築部分 (㎡) (㎡) (㎡)
【ハ. 改築】	全体 (㎡) (㎡) (㎡) 改築部分 (㎡) (㎡) (㎡)

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしよとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	㎡
【4. 建築面積】	㎡
【5. 延べ面積】	㎡
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(㎡) (㎡) (㎡)
【ロ. 増築】	全体 (㎡) (㎡) (㎡) 増築部分 (㎡) (㎡) (㎡)
【ハ. 改築】	全体 (㎡) (㎡) (㎡) 改築部分 (㎡) (㎡) (㎡)
【14. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) 除いた部分の床面積
【イ. 新築】	(㎡) (㎡) (㎡)

【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年)

(基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

□ 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年)

(基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

□ 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の

基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

(基準値 W/(m²・K))

□ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

(基準値)

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の

基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準

【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年)

(基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

□ 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年)

(基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

□ 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

□ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の

基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導 B E I ()

(誘導 B E I の基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□ 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

(基準値 W/(m²・K))

□ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)

(基準値)

□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

誘導基準一次エネルギー消費量 誘導設計一次エネルギー消費量 誘導 B E I ()	G J / 年 G J / 年
<input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
【ハ、共同住宅等】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
(一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
【ニ、複合建築物】 <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 3 号イの基準 (非住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 M J / (m ² ・ 年) (基準値 M J / (m ² ・ 年)) B P I () <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 M J / (m ² ・ 年) (基準値 M J / (m ² ・ 年)) B P I () <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年	

<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
(一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
【ハ、共同住宅等】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
(一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
【ニ、複合建築物】 <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 3 号イの基準 (非住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 M J / (m ² ・ 年) (基準値 M J / (m ² ・ 年)) B P I () <input type="checkbox"/> 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 M J / (m ² ・ 年) (基準値 M J / (m ² ・ 年)) B P I () <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の規定による適用除外	

誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)

(住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準
 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 基準省令第 10 条第 3 号ロの基準
 (非住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年)
 (基準値 M J / (m² ・ 年))
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

(一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 B E I ())

(一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 (誘導 B E I の基準値)

(住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準
 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 誘導 B E I ())
 基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部
 分の基準
 基準省令第 10 条第 3 号ロの基準
 (非住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)の基準
 年間熱負荷係数 M J / (m² ・ 年)
 (基準値 M J / (m² ・ 年))
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

(一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 B E I ())

<p>(BEIの基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>(住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準</p> <p>基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>BEI ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p>(複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>誘導BEI ()</p> <p>(誘導BEIの基準値)</p>
<p>【15. 再生可能エネルギー利用設備】</p> <p>【イ. 非住宅建築物】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>【ロ. 一戸建ての住宅】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>【ハ. 共同住宅等】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>【ニ. 複合建築物】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>【16. 確認の特例】</p> <p>法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</p> <p>【18. 備考】</p>

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「・」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「・」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の戸数の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築

<p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準</p> <p>基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>BEI ()</p> <p>(BEIの基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p>(住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準</p> <p>基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>BEI ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果</p> <p>()</p> <p>(複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>誘導BEI ()</p> <p>(誘導BEIの基準値)</p>
<p>【16. 再生可能エネルギー利用設備】</p> <p>【イ. 非住宅建築物】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>【ロ. 一戸建ての住宅】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 GJ/年</p> <p>【ハ. 共同住宅等】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>【ニ. 複合建築物】</p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ()</p> <p>【17. 確認の特例】</p> <p>法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</p> <p>【19. 備考】</p>

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当する

物」を選んだ場合のみ記載してください。

4. 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。

5. 【13. 建築物の床面積】の欄は、【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

6. 【13. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号) 第 3 条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。

7. 【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表第 1 に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(4) 「基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準」又は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分(基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の共用部分をいう。)の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準」に記載してください。

(5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

イ) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。

ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。「BPI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

iii) BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下このiii)及びiv)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(w)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \times 10^3$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^3$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

iv) BEI の基準値 基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEI の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

チェックボックスに「・」マークを入れてください。

2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「・」マークを入れてください。

3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

4. 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。

5. 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

6. 【13. 非住宅部分の床面積】及び【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、それぞれ、単に非住宅部分の床面積及び住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号) 第 4 条第 1 項に規定する床面積をいいます。

7. 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「開放部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分の床面積のうち「開放部分を除いた部分の床面積」から共用部分の床面積を除いた部分の面積をいいます。

8. 【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表第 1 に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(4) 「基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準」又は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第 10 条第 2 号ロ(2)の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分(基準省令第 4 条第 3 項第 1 号の共用部分をいう。)の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準」に記載してください。

(5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

イ) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。

ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。「BPI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

iii) BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下このiii)及びiv)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(w)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \times 10^3$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^3$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

イ) 誘導 B E I 誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいいます。「誘導 B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ロ) 誘導 B E I の基準値 誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除いたものをいいます。「誘導 B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合には、以下の内容に従って記載してください。

イ) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準」又は「基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準」に、令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

ロ) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和 4 年改正基準省令附則第 4 項の基準の適用を受ける場合には、「令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「・」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

8. 【15. 再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。

9. 【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「・」マークを入れてください。

10. 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第 60 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第 52 条第 3 項及び第 6 項並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の 20 分の 1 を超えるときは当該建築物の延べ面積の 20 分の 1 とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

11. この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

ロ) B E I の基準値 基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除いたものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除いたものをいいます。「B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

イ) 誘導 B E I 誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいいます。「誘導 B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ロ) 誘導 B E I の基準値 誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除いたものをいいます。「誘導 B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合には、以下の内容に従って記載してください。

イ) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の基準」又は「基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準」に、令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

ロ) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和 4 年改正基準省令附則第 4 項の基準の適用を受ける場合には、「令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「・」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

9. 【16. 再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。

10. 【17. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「・」マークを入れてください。

11. 【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第 60 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第 52 条第 3 項及び第 6 項並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の 20 分の 1 を超えるときは当該建築物の延べ面積の 20 分の 1 とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

12. この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(削る)

(第四面)

(略)

(第五面)

(略)

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

(略)

(注意)

1. 1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. ～9. (略)

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第五面)

(略)

(第六面)

(略)

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

(略)

(注意)

1. 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. ～9. (略)

(国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部改正)
 第十一条 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>一〜七十七 (略)</p> <p>七十八 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)</p> <p>第二十三条第四項、第二十六条第四項、第二十八条第四項及び第五十条第一項(同法第五十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む)。</p> <p>七十九〜八十四 (略)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に都道府県又は市町村(特別区を含む)の職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十五条第一項</p> <p>二十六・二十七 (略)</p>	<p>第一条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>一〜七十七 (略)</p> <p>七十八 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)</p> <p>第三十条第四項、第三十三条第四項、第三十三条の三第四項及び第五十八条第一項(同法第六十一条第二項において準用する場合を含む)。</p> <p>七十九〜八十四 (略)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に都道府県又は市町村(特別区を含む)の職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項、第二十一条第一項、第四十三条第一項及び附則第三条第十項</p> <p>二十六・二十七 (略)</p>

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第十二条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「旧法」という)第三十五条第一項の規定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第四項において「法」という)第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)以下「新規則」という)別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この省令の施行の際現にされている旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請(旧法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む)次項において同じ)に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十七及び別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請に基づき旧法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「旧法」という)第三十五条第一項の規定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第四項において「法」という)第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)以下「新規則」という)別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この省令の施行の際現にされている旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請(旧法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む)次項において同じ)に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十三及び別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請に基づき旧法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。</p>

第十三条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則

<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>（施行期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> この省令は、公布の日から施行する。（経過措置） この省令の施行の際現にされている脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を旧法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る計画書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「新規則」という。）別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。） この省令の施行の日（第五項において「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧法第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十二条第二項の規定による変更に係る提出又は法第十三条第三項の規定による変更に係る通知に係る計画書の様式については、新規則別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。 この省令の施行の際現にされている旧法第十九条第一項の規定による届出に係る届出書又は旧法第二十条第二項の規定による通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十にかかわらず、なお従前の例による。 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十九条第一項の規定による届出の法第十九条第一項後段の規定による変更の届出に係る届出書又は旧法第二十条第二項の規定による通知の法第二十条第二項後段の規定による変更の通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。 この省令の施行の際現にされている法第三十四条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。 この省令の施行の際現にされている法第四十一条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記第三十七にかかわらず、なお従前の例による。
--------------------------	--

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（附則第五条第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条及び第九条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日
- 第四条の規定 令和八年四月一日

- (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第二条** この省令の施行の際現にある第一条及び第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- (建築基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第三条** この省令の施行の際現にある第三条及び第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- (建築士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第四条** 第五条の規定による改正前の建築士法施行規則第二十一条第四項第三号イ及びロに定める図書で、この省令の施行の際現に同項の定めるところにより保存しているものは、当該図書を作成した日(同号ロに定める図書にあつては、受領した日)から起算して十五年間保存しなければならない。
- (建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
- 第五条** この省令の施行の際現にある第六条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 2 第六条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(以下この条及び次条において「新機関省令」という。第十四条第十号の二(新機関省令第二十条)において準用する場合を含む。)及び第十七条第一項第二号(新機関省令第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現に第六条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(次項において「旧機関省令」という。第十五条第一号から第四号の二までに掲げる区分に従い改正法第四条の規定による改正前の建築基準法(以下この項において「旧建築基準法」という。第六条の二第一項(旧建築基準法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項)又は第七條の二第一項(旧建築基準法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項)において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている者に係る指定区分については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行の際現に旧機関省令第五十九条第十一号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、新機関省令第五十九条第十一号に掲げる区分に従い同項の規定による指定を受けた者とみなす。
- (建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正に伴う準備行為)
- 第六条** 新機関省令第十四条に規定する指定確認検査機関の指定、新機関省令第二十三条に規定する指定確認検査機関の指定の更新、新機関省令第二十五条第一項に規定する確認検査業務規程の認可及び同条第二項に規定する確認検査業務規程の変更の認可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても、新機関省令の規定の例により行うことができる。
- (都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第七条** この省令の施行の際現にある第九条及び第十条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。